

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

前払式支払手段磁気式プリペイドカード

# モノレールカード 払戻しのお知らせ



※画像はカードの一例です

2017年10月31日にお取り扱いを終了いたしました当社発行の前払式支払手段磁気式プリペイドカード「モノレールカード」（以下、「モノレールカード」といいます。）につきまして、下記のとおり資金決済に関する法律に基づく払戻し手続きをいたしますので、期間内にお申出くださいますようお願いいたします。

## 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

千葉都市モノレール株式会社

## 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

モノレールカード 500円（券面額500円）、1,000円（同1,000円）、2,800円（同3,000円）、3,000円（同3,000円）、4,900円（同5,400円）、5,000円（同5,400円）、10,000円（同11,000円）

## 払戻しのお申し出期間

2017年11月1日（水）から2022年10月31日（月）まで

※当該お申し出期間内にお申出をいただかなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。

## お申出の方法

当社千葉駅、千葉みなと駅、都賀駅、千城台駅の係員窓口へ「モノレールカード」をご提出ください。なお、**使用途中のカードにつきましては、千葉駅のみでのお取扱いとなります**のでご注意ください。

## 払戻しの方法

お申出いただいた各駅の窓口にて「モノレールカード」と引き換えに、未使用残額を無手数料で現金にて払戻しいたします。なお、払戻し額の計算方法は以下のとおりとなります。

- 未使用のカード・・・発売額で払戻し
- 使用途中のカード・・・ $\text{発売額} \div \text{券面額} \times \text{カード残額}$

## 払戻しに関する問い合わせ先

千葉都市モノレール株式会社運輸部営業課

043-287-8215（平日8時30分から17時 12/29～1/3を除く）

2017年11月1日

千葉県千葉市稲毛区菟台町199番地1  
千葉都市モノレール株式会社